



発行 東京都

目次

107

規則

- 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則……………（住宅政策本部住宅企画部マンション課）…一
- 東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…五
- 東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三

規則

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十四号

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成三十一年東京都条例第三十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（届出事項）

第三条 条例第十五条第一項に規定するマンションの適正な管理の促進に必要なものとして東京都規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 管理組合の有無
- 二 管理者等の有無
- 三 管理規約の有無及びその最終改正年
- 四 一年一回以上の総会開催の有無及び総会の議事録の有無
- 五 管理費の有無
- 六 修繕積立金の有無及び修繕積立金の一平方メートル当たりの月額
- 七 修繕の計画的な実施の有無及びその直近の実施年
- 八 前各号に掲げるもののほか、マンションの適正な管理の促進及び社会的機能の向上に資する取組に関するもの

（届出書の提出）

第四条 条例第十五条第六項の規定による届出書の提出は、次の各号に掲げる規定による届出の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 条例第十五条第一項及び第三項 別記第一号様式
- 二 条例第十五条第四項 別記第一号様式
- 三 条例第十五条第五項 別記第二号様式

2 前項第一号及び第三号に規定する届出書の提出は、次の各号に掲げる規定による届出の区分に応じ、当該各号に定める日までにを行うものとする。

- 一 条例第十五条第一項 同条の施行の日から六月を経過する日
- 二 条例第十五条第三項 知事が指定する日
- 三 条例第十五条第五項 届出の内容に変更が生じたときから三月を経過する日

3 条例第十五条第六項の規定による届出書の提出は、第一項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる届出事項を知事が指定する電子計算機に備えられた専用のファイル（条例第三条第三項に規定するデータベースをいう。）に通信回線を利用して記録することをもって第一項各号に定める様式による届出書の提出に代えることができる。（届出の更新）

(表面)

適正な維持管理に関する事項

長期修繕計画	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	最新作成年	(西暦) 年
滞納対応に関するルール	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	区分所有者等名簿等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
空き住戸	【割合】 <input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> ~5% <input type="checkbox"/> ~10% <input type="checkbox"/> ~15% <input type="checkbox"/> ~20% <input type="checkbox"/> 20%超	【戸数】	戸
賃貸住戸	【割合】 <input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> ~5% <input type="checkbox"/> ~10% <input type="checkbox"/> ~20% <input type="checkbox"/> 20%超	【戸数】	戸
耐震性の状況	※1981年5月31日以前に建築確認を受けたマンションである場合のみ回答して下さい。 <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施済 → ※実施済の場合: <input type="checkbox"/> 耐震性あり <input type="checkbox"/> 耐震性なし		
設計図書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	修繕履歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない

マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項

防災への取組	<input type="checkbox"/> 自主防災組織 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 防災用品の備蓄 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 防災訓練の定期的な実施 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> エントランスのバリアフリー化(スロープの設置など) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 共用廊下等への手すりの設置 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> エレベーターの設置 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 共用部分のLED化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 開口部の遮熱性能の向上(二重窓・外断熱等) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 電気自動車等用充電設備の設置等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 地域コミュニケーションの形成等の取組 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
--------	---

連絡先

属性	<input type="checkbox"/> 管理組合理事長 <input type="checkbox"/> 区分所有者等 <input type="checkbox"/> マンション管理者 <input type="checkbox"/> その他() ()
住所	〒 () 電話 () ()
氏名	フリガナ
メールアドレス	※行先からのオンライン上のお知らせ等を希望する場合は、メールアドレスを記入してください。

【留意事項】
 1 東京におけるマンションの適正な管理の促進を図るための施策の実施に当たって、特定区及び市町村(以下「区市町村」という。)が行う施策に対し、都は必要な支援を行うものとしてしています。区市町村と緊密に連携し、情報の共有を図るとともに必要な支援を行うため、本届出内容は、同条第3項に定めるアンケートに反映するとともに、都と区市町村とで共有させていただきます。
 2 御回答いただいた内容は、条例の施行のほか、マンションの建替えや耐震性の促進に関する施策の実施に当たっての基礎資料及び優先先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受付	年 月 日	備考
担当者		

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第4条及び第5条関係)

(裏面)

マンション管理状況届出事項変更等届出書

□新規届出からの変更 □更新届出からの変更

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第18条第5項及び第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

東京都知事 殿

届出者 _____

年 月 日

マンション管理組合

氏名 _____

変更理由 建物の滅失その他の事由 区分所有建物ではないため その他()

□変更 建物を取壊したため

※変更があった箇所のみ記載してください。

マンションの概要

所在地(住居表示) 〒 _____

マンション名 フリガナ _____

管理組合の形態
 団地管理組合である ⇒ ※団地管理組合である場合は、全 棟 (管理の形態)
 個別管理組合が中心となり、管理を行っている
 団地管理組合が中心となり、管理を行っている
 その他()
 団地管理組合でない

戸数 全 _____ 戸 ※団地管理組合の場合は、各棟の戸数を記載してください。
 階数 _____ 階

新築年月日 (西暦) 年 月 日

土地の権利
 所有権 借地権 定期借地権 その他()
 なし 店舗 事務所 その他()
 併設用途 全部委託 一部委託 自主管理 その他()
 ※全部委託又は一部委託の場合は記載してください。

管理形態
 管理業者名 (実店名まで記入) フリガナ _____
 住所 〒 _____ 電話 () ()

管理不全を予防するための必須事項

管理組合	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
管理規約	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
総会開催	年1回以上の開催 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
修繕積立金	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
修繕の計画的な実施(大規模修繕工事)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
最終改正年(西暦)	年
最近実施年(西暦)	年

【記入上の注意】
 1 団地管理組合が届出を行う場合は、「記入の手引」を参照してください。
 2 各種記載事項について、下線を付けた項目以外の内容が同一である場合は、各種別記下線を付けた項目を御回答いただき、それ以外の項目は空白のまま記載してください。届出を受理します。
 3 本件は、必須で回答が必要項目です。

(日本産業規格A列4番)

(運用)

適正な維持管理に関する事項

長期修繕計画	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	最新作成年	(西暦) 年
計画期間	年	【区分所有者等 名簿等】	年度～年度
滞納対応に 関するルール	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	戸数	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
空き住戸	【割合】 <input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0～5% <input type="checkbox"/> 5～10% <input type="checkbox"/> 10～15% <input type="checkbox"/> 15～20% <input type="checkbox"/> 20%超 <input type="checkbox"/> 不明	【戸数】	戸
賃貸住戸	【割合】 <input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0～5% <input type="checkbox"/> 5～10% <input type="checkbox"/> 10～20% <input type="checkbox"/> 20%超 <input type="checkbox"/> 不明	【戸数】	戸
耐震化の状況	※1981年5月31日以前に建築確認を受けたマンションである場合のみ回答してください。 <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 耐震性あり <input type="checkbox"/> 耐震性なし <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施		
設計図書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	修繕履歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない

マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項

自主防災組織	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
防災マニュアル	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
防災用品の備蓄	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
避難行動要支援者名簿	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
防災訓練の定期的な実施	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
エレベーターの設置	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
共用部分のLED化	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
開口部の遮熱性能の向上(二重窓・外断熱等)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
電気自動車等充電設備の設置等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない
地域コミュニティの形成等の取組	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない

例：町会・自治会との共催事業・協力連携イベント（祭り・運動会・防災訓練・清掃活動等）

連絡先

属性	<input type="checkbox"/> 管理組合理事長 <input type="checkbox"/> 区分所有者等 <input type="checkbox"/> マンション管理業者
住所	〒 _____ 電話 (_____) _____
氏名	フリガナ _____
メールアドレス	※行政からのオンラインによるお知らせ等を希望する場合は、メールアドレスを記入してください。

【留意事項】

1 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）第3条第2項では、条例の施行及びマンションの適正な管理の促進を図るための施策の実施に当たって、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が行う施策に対し、都は必要な支援を行うものとしています。

2 個別回答いただいた内容は、条例の施行のほか、マンションの連絡や耐震化の促進に関する施策の実施に当たっての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受付担当者	年 月 日	備考
-------	-------	----

(日本産業規格A列4番)

第3号様式（第6条関係）

調査実施通知書

第 年 月 日

東京都知事 印

下記マンションについて、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）第17条の規定により、下記のとおり調査を実施するので通知します。

- 記
- 対象となるマンション所在地（マンションの存する土地を表示）
 - 調査の実施予定日時 年 月 日 () 午前・午後 時から
 - 調査を行う者 名
 - 必要となる書類
 - 担当・連絡先

(日本産業規格A列4番)

第4号様式 (第6条関係)

(表)

調査員証	第 号
所属部署名	
職 名	
氏 名	
生年月日	

上記の者は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第17条第3項の規定に基づき調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行 (年 月 日まで有効)

東京都知事

大きさ 縦5.5センチメートル
横9.1センチメートル

(裏)

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例 (平成31年東京都条例第30号) (抜粋)

(調査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第15条第1項若しくは第3項から第5項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による届出を行ったマンションの管理組合又は区分所有者等に対し、その管理状況について必要な報告を求め、又は当該管理組合若しくは当該区分所有者の能力を得て、その職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に、当該マンションに立ち入り、書類その他の物件を調査させることができる。

2 知事は、第15条第1項、第3項若しくは第5項又は前条第1項若しくは第2項の規定により管理決定に関する事項について届出を要するマンションの管理組合から正当な理由なく届出がない場合においては、当該管理組合又は区分所有者等に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。

3 前2項の規定によりマンションに立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第1項の協力を得るための必要な要件を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証拠は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営住宅条例施行規則(平成十年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(連絡先変更届等)

第十三条 使用者は、条例第十一条第一号に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第八号様式の二による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第十一条第一号に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、直ちに知事に通知しなければならない。

第三十五条の二の見出し中「期間」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十九条の二第一項ただし書の規定により規則で定める使用者又は配偶者の子は、入居時から同居する者、第二十一条第二項の規定により同居する者又は第二十六条第一項第一号の規定による届出があり同居する者(以下「延長判定対象同居人」という。)とする。

第三十五条の五に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十九条の二第一項第一号に掲げる場合は、別記第三十七号様式の二の二による定期使用許可に関する説明書を交付することにより行うものとする。

第三十五条の六に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十九条の二第一項第一号に掲げる場合における使用予定者は、別記第三十七号様式の三の二による請け書(定期使用許可用)によらなければならない。第三十五条の七に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十九条の二第一項第一号に掲げる場合は、別記第三十七号様式の四の二による住宅使用許可書（定期使用許可）によるものとする。

第三十五条の八に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十九条の二第一項第一号に掲げる場合における使用予定者は、別記第三十七号様式の五の二による定期使用許可に関する承諾書を提出することにより行わなければならない。

第三十五条の九に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十九条の二第一項第一号に掲げる場合は、別記第三十七号様式の六の二による定期使用許可期間満了通知書により行うものとする。

第三十五条の九に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、延長判定対象同居人が死亡又は転出したことにより、当該延長判定対象同居人が死亡又は転出したとき、期間が満了する日が変更となる場合の取扱いについては、知事が別に定める。

第三十五条の十第一項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十九条の二第一項第一号に掲げる場合における使用承継の許可を受けようとする者は、別記第三十七号様式の七の二による住宅使用承継申請書（定期使用許可）を知事に提出しなければならない。

別記第七号様式を次のように改める。

別記第七号様式 削除

別記第八号様式中「第13条」を「第12条」に

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられ」

住所		氏名		使用関係者との関係	1 親	2 子	3 兄弟姉妹	4 その他親戚	5 勤務先関係	6 知人	7 その他
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	印と日生	親	子	兄弟姉妹	その他親戚	勤務先関係	知人	その他
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
勤務先の証明				勤務先の名義		勤務先の名義		勤務先の名義		勤務先の名義	
勤務先の名義				勤務先の名義		勤務先の名義		勤務先の名義		勤務先の名義	

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方にしてください。

2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類（印鑑証明書（発行後3月以内のもの）、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど）を添えてください。

3 連帯保証人の収入を証明する書類（住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど）があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままでも結構です。

住所	氏名	印と日生	勤務先関係	1 親	2 子	3 兄弟姉妹	4 その他親戚	5 勤務先関係	6 知人	7 その他	
フリガナ	フリガナ	フリガナ	印と日生	親	子	兄弟姉妹	その他親戚	勤務先関係	知人	その他	
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式の2 (第13条関係)

連絡先変更届

年 月 日

東京都知事 殿

名義人番号									
住所	電話番号 ()								
住宅名・番号	アパート		号棟	号					
フリガナ 使用者氏名	印								

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

新住所	電話番号	()
フリガナ	使用者との関係	1 親 2 兄弟姉妹 3 その他
氏名	印	4 その他親戚 ()

備考
1 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。
2 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
3 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。
(日本産業規格A列4番)

「すべて」や「全て」

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。」

現住所	(電話番号)	1 親 2 兄弟姉妹 3 その他
フリガナ	印	4 その他親戚
氏名	甲 請者との関係	5 勤務先関係 6 知人 7 その他
生年月日	年 月 日生	8 年 月 日
職業	所在地	9 年 月 日
勤務先	(名称)	(電話番号)
印	上記の者は、当所に勤務し月収 円以上であることを証明します。(証明者名)	年 月 日
勤務先の証明	公印又は社印	

備考
1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、現実な保証能力を有する方にしてください。
2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などが確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)を添えてください。
3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税課税証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のままです。

現住所	(電話番号)	1 親 2 兄弟姉妹 3 その他
フリガナ	印	4 その他親戚
氏名	甲 請者との関係	5 勤務先関係 6 知人 7 その他
	8 年 月 日	9 年 月 日

備考
1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求する場合があります。(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

改める。

別記第三十七号様式の二の次に次の一様式を加える。

第37号様式の2の2（第35条の5関係）

定期使用許可に関する説明書

住所	
使用者の氏名	様

年 月 日

東京都知事

印

下記住宅の使用を許可するに当たり、東京都営住宅条例第39条の2第4項の規定に基づきあらかじめ次のとおり説明します。
 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときに下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

所在地	
住宅名・番号	アパート 号棟 号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、使用者又は配偶者の子で入居時から同居する者、東京都営住宅条例施行規則第21条第2項の規定により同居する者又は同規則第26条第1項第1号の規定による届出があり同居する者のうち最も年少の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。)

(日本産業規格A列4番)

図記簿三十号様式の三三

「連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。」

「また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられなくても異議ありません。」

住所	(電話番号)	
氏名	使用関係	勤務先関係
生年月日	使用関係	勤務先関係
職業	就業年月日	年月日
勤務先	(電話番号)	
勤務先の証明	円であることを証明します。 (証明者名)	
	年 月 日 公印又は 社印	

備考 1 連帯保証人は、日本国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する方にてくたさい。
 2 連帯保証人の住所、氏名、生年月日などか確認できる書類(印鑑証明書(発行後3月以内のもの)、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)を添えてくたさい。
 3 連帯保証人の収入を証明する書類(住民税異動証明書、源泉徴収票、年金証書の写しなど)があれば、「勤務先の証明」欄は空欄のまま結構です。

住所	(電話番号)	
連絡先	使用者との関係	その他
氏名	1 親子兄弟姉妹 2 親兄弟姉妹 3 親兄弟姉妹 4 その他親戚	5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります(連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

改め、同様式の次に次の一様式を加える。